

新旧対照表

【別紙】

新	旧
<p>こ成事第 370 号 令和 5 年 8 月 22 日 こ成事第 548 号 令和 5 年 12 月 19 日 こ成事第 659 号 令和 6 年 9 月 2 日 こ成事第 787 号 令和 6 年 12 月 25 日 こ成事第 469 号 令和 7 年 8 月 29 日 <u>こ成事第 ●●号</u> <u>令和 8 年 ●月 ●日</u></p> <p>都道府県知事⇐ 指定都市市長⇐ 各 中核市市長 殿 児童相談所設置市長⇐ 市 町 村 長⇐</p> <p>こども家庭庁長官 (公 印 省 略)</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について</p> <p>標記の交付金の交付については、別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。</p>	<p>こ成事第 370 号 令和 5 年 8 月 22 日 こ成事第 548 号 令和 5 年 12 月 19 日 こ成事第 659 号 令和 6 年 9 月 2 日 こ成事第 787 号 令和 6 年 12 月 25 日 こ成事第 469 号 令和 7 年 8 月 29 日</p> <p>都道府県知事⇐ 指定都市市長⇐ 各 中核市市長 殿 児童相談所設置市長⇐ 市 町 村 長⇐</p> <p>こども家庭庁長官 (公 印 省 略)</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について</p> <p>標記の交付金の交付については、別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。</p>

新	旧
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。 ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 <u>また、(1)及び(2)については、財政力指数が1.0未満の都道府県等又は交付年度の交付額(1)から(3)までに定める整備事業を含めた全ての整備事業を(4)により算出することとした場合の交付額とする。)の合計額が1億円を超えない都道府県等が策定する整備計画に記載された施設整備事業に限るものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>10 当面の間、8の(1)については、財政力指数が1.0以上であって、交付年度の交付額(8の(1)から(3)までに定める整備事業を含めた全ての整備事業を8の(4)により算出することとした場合の交付額とする。)の合計額が1億円以上の都道府県等が策定する整備計画に記載された施設整備事業を含めることとして差し支えない。</u></p> <p><u>11～19</u> (略)</p> <p>別表1 (略)</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～7 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。 ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p><u>10～18</u> (略)</p> <p>別表1 (略)</p>

別表 2

■交付要綱 8 に掲げる事業（児童福祉施設等）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	<u>8,609</u>
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	<u>4,481</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>74</u>
個別対応加算Ⅰ	1 人 当 たり	<u>630</u>
個別対応加算Ⅱ	1 人 当 たり	<u>1,260</u>
個別対応加算Ⅲ	1 人 当 たり	<u>1,890</u>
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	<u>23,324</u>
助産施設本体	1 人 当 たり	<u>4,552</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>501</u>
乳児院本体	1 人 当 たり	<u>2,872</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	<u>74</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	<u>34</u>
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	<u>2,800</u>
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	<u>23,324</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>789</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>64</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>689</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	<u>991</u>
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	<u>4,481</u>
乳児院本体（交付要綱 8（1）に該当する場合）	1 人 当 たり	<u>4,763</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	<u>123</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	<u>57</u>
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	<u>4,644</u>
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	<u>38,681</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>1,310</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>107</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>1,143</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	<u>1,643</u>
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	<u>7,431</u>

別表 2

■交付要綱 8 に掲げる事業（児童福祉施設等）

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	<u>7,993</u>
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	<u>4,160</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>69</u>
個別対応加算Ⅰ	1 人 当 たり	<u>585</u>
個別対応加算Ⅱ	1 人 当 たり	<u>1,170</u>
個別対応加算Ⅲ	1 人 当 たり	<u>1,755</u>
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	<u>21,657</u>
助産施設本体	1 人 当 たり	<u>4,227</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>465</u>
乳児院本体	1 人 当 たり	<u>2,667</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	<u>69</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	<u>32</u>
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	<u>2,600</u>
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	<u>21,657</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>733</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>60</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>640</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	<u>920</u>
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	<u>4,160</u>
乳児院本体（交付要綱 8（1）に該当する場合）	1 人 当 たり	<u>4,423</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1 人 当 たり	<u>115</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1 人 当 たり	<u>53</u>
小規模グループケア整備加算	1 グループケア 当 たり	<u>4,312</u>
心理療法室整備加算	1 施 設 当 たり	<u>35,915</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>1,216</u>
初度設備相当加算	1 人 当 たり	<u>99</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1 人 当 たり	<u>1,061</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1 人 当 たり	<u>1,525</u>
親子生活訓練室整備加算	1 世 帯 当 たり	<u>6,900</u>

母子生活支援施設本体	1世帯当たり	<u>10,398</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>74</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>23,324</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	<u>5,716</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>64</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	<u>991</u>
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	<u>1,421</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>20</u>
	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>19,096</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,510</u>
小型児童館(交付要綱8(3)に該当する場合) (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>28,644</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,266</u>
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>14,626</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,510</u>
小型児童館(交付要綱8(3)に該当する場合) (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>21,940</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,266</u>
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	<u>28,768</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,510</u>
児童センター(交付要綱8(3)に該当する場合) (336.6㎡以上)	1施設当たり	<u>43,152</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,266</u>
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	<u>38,382</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,734</u>
移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>2,256</u>

母子生活支援施設本体	1世帯当たり	<u>9,655</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>69</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>21,657</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	<u>5,307</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>60</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	<u>920</u>
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	<u>1,320</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>18</u>
	単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>17,731</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,402</u>
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1施設当たり	<u>3,758</u>
小型児童館(交付要綱8(3)に該当する場合) (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>26,596</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,104</u>
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>13,581</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,402</u>
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1施設当たり	<u>3,758</u>
小型児童館(交付要綱8(3)に該当する場合) (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>20,371</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,104</u>
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	<u>26,711</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>1,402</u>
放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1施設当たり	<u>3,758</u>
児童センター(交付要綱8(3)に該当する場合) (336.6㎡以上)	1施設当たり	<u>40,067</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,104</u>
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	<u>35,638</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,539</u>
移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>2,095</u>

新			旧		
大型児童センター（交付要綱8（3）に該当する場合） （500㎡以上）	1施設当たり	<u>57,574</u>	大型児童センター（交付要綱8（3）に該当する場合） （500㎡以上）	1施設当たり	<u>53,457</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>4,101</u>	初度設備相当加算	1施設当たり	<u>3,808</u>
移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>3,384</u>	移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>3,142</u>
児童養護施設本体	1人当たり	<u>4,394</u>	児童養護施設本体	1人当たり	<u>4,080</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>74</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>69</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>6,822</u>	小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>6,334</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>23,324</u>	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>21,657</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>1,608</u>	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>1,493</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>64</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>60</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>991</u>	病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>920</u>
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>258</u>	乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>240</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4,481</u>	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4,160</u>
児童養護施設本体（交付要綱8（1）に該当する場合）	1人当たり	<u>7,288</u>	児童養護施設本体（交付要綱8（1）に該当する場合）	1人当たり	<u>6,767</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>123</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>115</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>11,313</u>	小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>10,504</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>38,681</u>	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>35,915</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>2,667</u>	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>2,476</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>107</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>99</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,643</u>	病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,525</u>
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>428</u>	乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>398</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>7,431</u>	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>6,900</u>
児童心理治療施設本体	1人当たり	<u>5,199</u>	児童心理治療施設本体	1人当たり	<u>4,827</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>74</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>69</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>6,305</u>	小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>5,854</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>35,849</u>	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>33,286</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4,481</u>	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>4,160</u>
通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,168</u>	通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,013</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>61</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>57</u>

新			旧		
	単位	交付基礎点数		単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	6,175	児童自立支援施設本体	1人当たり	5,734
初度設備相当加算	1人当たり	74	初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	7,267	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,747
心理療法室整備加算	1施設当たり	23,324	心理療法室整備加算	1施設当たり	21,657
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,481	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,160
通所部門整備加算	1人当たり	2,168	通所部門整備加算	1人当たり	2,013
初度設備相当加算	1人当たり	61	初度設備相当加算	1人当たり	57
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	14,161	児童家庭支援センター本体	1施設当たり	13,149
里親支援センター本体	1施設当たり	14,161	里親支援センター本体	1施設当たり	13,149
職員養成施設本体	1人当たり	2,412	職員養成施設本体	1人当たり	2,240
初度設備相当加算	1人当たり	74	初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	6,247	小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	5,801
初度設備相当加算	1人当たり	74	初度設備相当加算	1人当たり	69
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,701	児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,294
初度設備相当加算	1人当たり	74	初度設備相当加算	1人当たり	69
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	11,576	子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	10,748
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	11,576	地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	10,748
一時預かり事業所	1施設当たり	11,576	一時預かり事業所	1施設当たり	10,748
子育て短期支援事業所	1人当たり	6,247	子育て短期支援事業所	1人当たり	5,801
初度設備相当加算	1人当たり	74	初度設備相当加算	1人当たり	69
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	11,576	社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	10,748
初度設備相当加算	1世帯当たり	64	初度設備相当加算	1世帯当たり	60
居室等整備加算	1世帯当たり	5,716	居室等整備加算	1世帯当たり	5,307
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	11,576	妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	10,748
初度設備相当加算	1世帯当たり	64	初度設備相当加算	1世帯当たり	60
居室等整備加算	1世帯当たり	5,716	居室等整備加算	1世帯当たり	5,307
児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	11,576	児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	10,748
こども家庭センター	1施設当たり	11,576	こども家庭センター	1施設当たり	10,748
利用者支援事業所	1施設当たり	11,576	利用者支援事業所	1施設当たり	10,748
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	5,716	産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	5,307
初度設備相当加算	1世帯当たり	64	初度設備相当加算	1世帯当たり	60
産後ケア事業を行う施設 (創設、増築、増改築整備事業を行う場合)	1世帯当たり	7,621	産後ケア事業を行う施設 (創設、増築、増改築整備事業を行う場合)	1世帯当たり	7,076
初度設備相当加算	1世帯当たり	86	初度設備相当加算	1世帯当たり	80

新	旧
<p>(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)</p> <p>2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設(令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」により整備を行う場合は除く。))については3分の1)以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。</p> <p>3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)</p> <p>4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。</p> <p>5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。</p> <p>6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。</p> <p>7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。</p> <p>8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。</p> <p>9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。</p> <p>10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。</p>	<p>(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)</p> <p>2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設(令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」により整備を行う場合は除く。))については3分の1)以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。</p> <p>3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)</p> <p>4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。</p> <p>5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。</p> <p>6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。</p> <p>7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。</p> <p>8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。</p> <p>9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。</p> <p>10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。</p>

■ 交付要綱8（４）に掲げる事業（障害児施設等）

（1施設あたり）

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	88,679	
			標準	84,457	
		21人 ～ 40人	都市部	178,095	
			標準	169,615	
		41人 ～ 60人	都市部	296,919	
			標準	282,780	
		61人 ～ 80人	都市部	417,855	
			標準	397,958	
		81人 ～ 100人	都市部	537,689	
			標準	512,085	
		101人 ～ 120人	都市部	657,339	
			標準	626,038	
		121人以上	都市部	777,081	
			標準	740,078	
	訓練事業等整備加算			都市部	37,585
				標準	35,796
	大規模訓練設備等整備加算			都市部	123,784
				標準	117,890
	短期入所整備加算			都市部	10,199
				標準	9,714
発達障害者支援センター整備加算			都市部	11,854	
			標準	11,290	
障害児相談支援整備加算			都市部	8,472	
			標準	8,069	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	5,641	
			標準	5,373	
小規模グループケア整備加算			都市部	18,195	
			標準	17,329	
避難スペース整備加算			都市部	32,714	
			標準	31,157	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	48,796	
			標準	46,473	
		21人 ～ 40人	都市部	98,238	
			標準	93,560	
		41人 ～ 60人	都市部	164,036	
			標準	156,225	
		61人 ～ 80人	都市部	230,477	
			標準	219,502	
		81人 ～ 100人	都市部	296,919	
			標準	282,780	
		101人 ～ 120人	都市部	362,533	
			標準	345,270	
		121人以上	都市部	429,159	
			標準	408,723	

■ 交付要綱8（４）に掲げる事業（障害児施設等）

（1施設あたり）

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	82,339	
			標準	78,419	
		21人 ～ 40人	都市部	165,363	
			標準	157,489	
		41人 ～ 60人	都市部	275,691	
			標準	262,563	
		61人 ～ 80人	都市部	387,981	
			標準	369,506	
		81人 ～ 100人	都市部	499,247	
			標準	475,474	
		101人 ～ 120人	都市部	610,342	
			標準	581,279	
		121人以上	都市部	721,524	
			標準	687,166	
	訓練事業等整備加算			都市部	34,898
				標準	33,237
	大規模訓練設備等整備加算			都市部	114,935
				標準	109,462
	短期入所整備加算			都市部	9,471
				標準	9,020
発達障害者支援センター整備加算			都市部	11,007	
			標準	10,483	
障害児相談支援整備加算			都市部	7,866	
			標準	7,492	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	5,238	
			標準	4,989	
小規模グループケア整備加算			都市部	16,894	
			標準	16,090	
避難スペース整備加算			都市部	30,375	
			標準	28,929	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人 以下	都市部	45,308	
			標準	43,151	
		21人 ～ 40人	都市部	91,213	
			標準	86,870	
		41人 ～ 60人	都市部	152,307	
			標準	145,055	
		61人 ～ 80人	都市部	213,999	
			標準	203,809	
		81人 ～ 100人	都市部	275,691	
			標準	262,563	
		101人 ～ 120人	都市部	336,614	
			標準	320,585	
		121人以上	都市部	398,476	
			標準	379,501	

新

旧

訓練事業等整備加算	都市部	37,585
	標準	35,796
大規模訓練設備等整備加算	都市部	123,784
	標準	117,890
短期入所整備加算	都市部	10,200
	標準	9,714
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,854
	標準	11,290
障害児相談支援整備加算	都市部	8,472
	標準	8,069
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,641
	標準	5,373
避難スペース整備加算	都市部	32,714
	標準	31,157
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	24,444
	標準	23,280
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	8,472
	標準	8,069
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	5,641
	標準	5,373
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）	都市部	32,714
	標準	31,157

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

訓練事業等整備加算	都市部	34,897
	標準	33,236
大規模訓練設備等整備加算	都市部	114,935
	標準	109,462
短期入所整備加算	都市部	9,471
	標準	9,020
発達障害者支援センター整備加算	都市部	11,007
	標準	10,483
障害児相談支援整備加算	都市部	7,866
	標準	7,492
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,238
	標準	4,989
避難スペース整備加算	都市部	30,375
	標準	28,929
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	22,696
	標準	21,616
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	7,866
	標準	7,492
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	5,238
	標準	4,989
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）	都市部	30,375
	標準	28,929

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」
 (こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

新

旧

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	6,829
初度設備相当加算	1人当たり	751
乳児院本体	1人当たり	3,830
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	99
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	45
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,734
心理療法室整備加算	1施設当たり	31,099
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,053
初度設備相当加算	1人当たり	86
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	919
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,321
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,974
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	15,597
初度設備相当加算	1世帯当たり	112
心理療法室整備加算	1施設当たり	34,987
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	8,574
初度設備相当加算	1世帯当たり	96
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,486
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	2,132
初度設備相当加算	1人当たり	30

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で子ども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	6,341
初度設備相当加算	1人当たり	698
乳児院本体	1人当たり	3,556
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	92
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	42
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,467
心理療法室整備加算	1施設当たり	28,876
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	977
初度設備相当加算	1人当たり	80
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	853
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,226
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,547
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	14,482
初度設備相当加算	1世帯当たり	104
心理療法室整備加算	1施設当たり	32,485
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	7,961
初度設備相当加算	1世帯当たり	90
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,380
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,980
初度設備相当加算	1人当たり	28

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で子ども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 7 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
障害児入所施設 （主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>118,216</u>
			標準	<u>112,587</u>
		21人 ～ 40人	都市部	<u>237,535</u>
			標準	<u>226,224</u>
		41人 ～ 60人	都市部	<u>395,892</u>
			標準	<u>377,040</u>
		61人 ～ 80人	都市部	<u>557,116</u>
			標準	<u>530,587</u>
	81人 ～ 100人	都市部	<u>716,907</u>	
		標準	<u>682,769</u>	
	101人 ～ 120人	都市部	<u>876,477</u>	
		標準	<u>834,740</u>	
	121人以上	都市部	<u>1,036,047</u>	
		標準	<u>986,712</u>	
	訓練事業等整備加算		都市部	<u>50,175</u>
		標準	<u>47,786</u>	
	大規模生産設備等整備加算		都市部	<u>165,083</u>
	標準	<u>157,222</u>		
短期入所整備加算		都市部	<u>13,674</u>	
	標準	<u>13,023</u>		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>15,879</u>	
	標準	<u>15,123</u>		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	<u>11,247</u>	
	標準	<u>10,712</u>		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	<u>7,520</u>	
	標準	<u>7,162</u>		
小規模グループケア整備加算		都市部	<u>24,260</u>	
	標準	<u>23,106</u>		
避難スペース整備加算		都市部	<u>43,558</u>	
	標準	<u>41,484</u>		
障害児入所施設 （主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ）を入所させるものに限る。）	本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>127,699</u>
			標準	<u>121,619</u>
		21人 ～ 40人	都市部	<u>256,502</u>
			標準	<u>244,288</u>
		41人 ～ 60人	都市部	<u>427,651</u>
			標準	<u>407,287</u>
		61人 ～ 80人	都市部	<u>601,667</u>
			標準	<u>573,017</u>
81人 ～ 100人	都市部	<u>774,251</u>		
	標準	<u>737,382</u>		
101人 ～ 120人	都市部	<u>946,612</u>		
	標準	<u>901,536</u>		
121人以上	都市部	<u>1,118,975</u>		
	標準	<u>1,065,691</u>		

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
障害児入所施設 （主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）	本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>109,763</u>
			標準	<u>104,537</u>
		21人 ～ 40人	都市部	<u>220,552</u>
			標準	<u>210,050</u>
		41人 ～ 60人	都市部	<u>367,588</u>
			標準	<u>350,084</u>
		61人 ～ 80人	都市部	<u>517,285</u>
			標準	<u>492,653</u>
	81人 ～ 100人	都市部	<u>665,651</u>	
		標準	<u>633,954</u>	
	101人 ～ 120人	都市部	<u>813,814</u>	
		標準	<u>775,061</u>	
	121人以上	都市部	<u>961,975</u>	
		標準	<u>916,167</u>	
	訓練事業等整備加算		都市部	<u>46,588</u>
		標準	<u>44,370</u>	
	大規模生産設備等整備加算		都市部	<u>153,281</u>
	標準	<u>145,982</u>		
短期入所整備加算		都市部	<u>12,696</u>	
	標準	<u>12,092</u>		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>14,744</u>	
	標準	<u>14,042</u>		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算		都市部	<u>10,443</u>	
	標準	<u>9,946</u>		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	<u>6,982</u>	
	標準	<u>6,650</u>		
小規模グループケア整備加算		都市部	<u>22,526</u>	
	標準	<u>21,454</u>		
避難スペース整備加算		都市部	<u>40,444</u>	
	標準	<u>38,519</u>		
障害児入所施設 （主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ）を入所させるものに限る。）	本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>118,570</u>
			標準	<u>112,924</u>
		21人 ～ 40人	都市部	<u>238,164</u>
			標準	<u>226,823</u>
		41人 ～ 60人	都市部	<u>397,076</u>
			標準	<u>378,168</u>
		61人 ～ 80人	都市部	<u>558,651</u>
			標準	<u>532,049</u>
81人 ～ 100人	都市部	<u>718,896</u>		
	標準	<u>684,663</u>		
101人 ～ 120人	都市部	<u>878,935</u>		
	標準	<u>837,081</u>		
121人以上	都市部	<u>1,038,973</u>		
	標準	<u>989,499</u>		

新

旧

訓練事業等整備加算	都市部	54,145
	標準	51,567
大規模訓練設備等整備加算	都市部	178,316
	標準	169,825
短期入所整備加算	都市部	14,776
	標準	14,073
障害児相談支援整備加算	都市部	12,129
	標準	11,552
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	8,127
	標準	7,740
小規模グループケア整備加算	都市部	26,134
	標準	24,890
避難スペース整備加算	都市部	47,087
	標準	44,845
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	32,531
	標準	30,982

訓練事業等整備加算	都市部	50,274
	標準	47,880
大規模訓練設備等整備加算	都市部	165,568
	標準	157,684
短期入所整備加算	都市部	13,720
	標準	13,067
障害児相談支援整備加算	都市部	11,262
	標準	10,726
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	7,545
	標準	7,186
小規模グループケア整備加算	都市部	24,266
	標準	23,111
避難スペース整備加算	都市部	43,720
	標準	41,639
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	30,205
	標準	28,767

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

新

旧

■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	<u>3,830</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	<u>99</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	<u>45</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	<u>3,734</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>31,099</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>1,053</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>86</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	<u>919</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	<u>1,321</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,974</u>
児童心理治療施設本体	1人当たり	<u>6,932</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>99</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	<u>8,406</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>47,798</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,974</u>
通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,891</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>82</u>

	単位	交付基礎点数
乳児院本体	1人当たり	<u>3,556</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	<u>92</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	<u>42</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	<u>3,467</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>28,876</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>977</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>80</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	<u>853</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	<u>1,226</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,547</u>
児童心理治療施設本体	1人当たり	<u>6,436</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>92</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	<u>7,805</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>44,381</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,547</u>
通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,684</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>76</u>

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）によるものとする。（小数点以下切捨て）
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号通知）」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算（一人当たり）の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

新

■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	118,216
			標準	112,587
		21人 ～ 40人	都市部	237,535
			標準	226,224
		41人 ～ 60人	都市部	395,892
			標準	377,040
		61人 ～ 80人	都市部	557,116
			標準	530,587
		81人 ～ 100人	都市部	716,907
			標準	682,769
		101人 ～ 120人	都市部	876,477
			標準	834,740
		121人 以上	都市部	1,036,047
			標準	986,712
	訓練事業等整備加算		都市部	50,175
			標準	47,786
大規模訓練設備等整備加算		都市部	165,083	
		標準	157,222	
短期入所整備加算		都市部	13,674	
		標準	13,023	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,879	
		標準	15,123	
障害児相談支援整備加算		都市部	11,247	
		標準	10,712	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	7,520	
		標準	7,162	
小規模グループケア整備加算		都市部	24,260	
		標準	23,105	
避難スペース整備加算		都市部	43,558	
		標準	41,484	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

旧

■ 交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	109,763
			標準	104,537
		21人 ～ 40人	都市部	220,552
			標準	210,050
		41人 ～ 60人	都市部	367,588
			標準	350,084
		61人 ～ 80人	都市部	517,285
			標準	492,653
		81人 ～ 100人	都市部	665,651
			標準	633,954
		101人 ～ 120人	都市部	813,814
			標準	775,061
		121人 以上	都市部	961,975
			標準	916,167
	訓練事業等整備加算		都市部	46,588
			標準	44,370
大規模訓練設備等整備加算		都市部	153,281	
		標準	145,982	
短期入所整備加算		都市部	12,696	
		標準	12,092	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	14,744	
		標準	14,042	
障害児相談支援整備加算		都市部	10,443	
		標準	9,946	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算		都市部	6,982	
		標準	6,650	
小規模グループケア整備加算		都市部	22,525	
		標準	21,453	
避難スペース整備加算		都市部	40,444	
		標準	38,519	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

新

旧

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（児童福祉施設等））

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	<u>11,364</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,915</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>98</u>
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	<u>832</u>
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	<u>1,664</u>
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	<u>2,496</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>30,788</u>
助産施設本体	1人当たり	<u>6,009</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>661</u>
乳児院本体	1人当たり	<u>3,791</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	<u>98</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	<u>45</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>3,696</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>30,788</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	<u>1,042</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>85</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	<u>910</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,308</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,915</u>
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	<u>13,726</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>98</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>30,788</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	<u>7,545</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>85</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,308</u>
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	<u>1,876</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>26</u>

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	<u>10,551</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,492</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>91</u>
個別対応加算Ⅰ	1人当たり	<u>772</u>
個別対応加算Ⅱ	1人当たり	<u>1,544</u>
個別対応加算Ⅲ	1人当たり	<u>2,316</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>28,587</u>
助産施設本体	1人当たり	<u>5,580</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>614</u>
乳児院本体	1人当たり	<u>3,520</u>
初度設備相当加算（30人以下）	1人当たり	<u>91</u>
初度設備相当加算（30人を超える部分）	1人当たり	<u>42</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>3,432</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>28,587</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1人当たり	<u>968</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>79</u>
年齢延長児を受け入れるための居室等 整備加算	1人当たり	<u>844</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,214</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,492</u>
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	<u>12,744</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>91</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>28,587</u>
子育て短期支援事業のための居室等 整備加算	1世帯当たり	<u>7,006</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>79</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,214</u>
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	<u>1,742</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>24</u>

新			旧		
	単位	交付基礎点数		単位	交付基礎点数
児童厚生施設本体			児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>37,811</u>	小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	<u>35,107</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,991</u>	初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,777</u>
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>28,961</u>	放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1施設当たり	<u>7,440</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,991</u>	小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	<u>26,890</u>
児童センター (336,6㎡以上)	1施設当たり	<u>56,961</u>	初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,777</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,991</u>	放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1施設当たり	<u>7,440</u>
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	<u>75,997</u>	児童センター (336,6㎡以上)	1施設当たり	<u>52,888</u>
初度設備相当加算	1施設当たり	<u>5,414</u>	初度設備相当加算	1施設当たり	<u>2,777</u>
移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>6,701</u>	放課後児童クラブ室設置加算 ※令和5年度以前からの継続事業に限る。	1施設当たり	<u>7,440</u>
児童養護施設本体	1人当たり	<u>5,801</u>	大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	<u>70,564</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>98</u>	初度設備相当加算	1施設当たり	<u>5,027</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>9,005</u>	移動型児童館用車両	1施設当たり	<u>6,222</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>30,788</u>	児童養護施設本体	1人当たり	<u>5,386</u>
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>2,123</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>91</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>85</u>	小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>8,361</u>
病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,308</u>	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>28,587</u>
乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>341</u>	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	<u>1,971</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,915</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>79</u>
児童心理治療施設本体	1人当たり	<u>6,863</u>	病児・病後児保育事業のための保育室等を 整備する場合	1人当たり	<u>1,214</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>98</u>	乳児を受け入れるためのほふく室又は 養育室等を整備する場合	1人当たり	<u>316</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>8,322</u>	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,492</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>47,320</u>	児童心理治療施設本体	1人当たり	<u>6,372</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,915</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>91</u>
通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,862</u>	小規模グループケア整備加算	1グループケア 当たり	<u>7,727</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>81</u>	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>43,937</u>
			親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,492</u>
			通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,658</u>
			初度設備相当加算	1人当たり	<u>75</u>

新			旧		
	単位	交付基礎点数		単位	交付基礎点数
児童自立支援施設本体	1人当たり	<u>8,152</u>	児童自立支援施設本体	1人当たり	<u>7,569</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>98</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>91</u>
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	<u>9,593</u>	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	<u>8,907</u>
心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>30,788</u>	心理療法室整備加算	1施設当たり	<u>28,587</u>
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,915</u>	親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	<u>5,492</u>
通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,862</u>	通所部門整備加算	1人当たり	<u>2,658</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>81</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>75</u>
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	<u>8,247</u>	小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	<u>7,657</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>98</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>91</u>
児童自立生活援助事業所	1人当たり	<u>7,526</u>	児童自立生活援助事業所	1人当たり	<u>6,988</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>98</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>91</u>
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	<u>15,280</u>	子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	<u>14,188</u>
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	<u>15,280</u>	地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	<u>14,188</u>
一時預かり事業所	1施設当たり	<u>15,280</u>	一時預かり事業所	1施設当たり	<u>14,188</u>
子育て短期支援事業所	1人当たり	<u>8,247</u>	子育て短期支援事業所	1人当たり	<u>7,657</u>
初度設備相当加算	1人当たり	<u>98</u>	初度設備相当加算	1人当たり	<u>91</u>
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	<u>12,535</u>	社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	<u>12,186</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>85</u>	初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>79</u>
居室等整備加算	1世帯当たり	<u>7,545</u>	居室等整備加算	1世帯当たり	<u>7,006</u>
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	<u>12,535</u>	妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	<u>12,186</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>85</u>	初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>79</u>
居室等整備加算	1世帯当たり	<u>7,545</u>	居室等整備加算	1世帯当たり	<u>7,006</u>
児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	<u>15,280</u>	児童育成支援拠点事業所	1施設当たり	<u>14,188</u>
こども家庭センター	1施設当たり	<u>12,535</u>	こども家庭センター	1施設当たり	<u>12,186</u>
利用者支援事業所	1施設当たり	<u>15,280</u>	利用者支援事業所	1施設当たり	<u>14,188</u>
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	<u>7,545</u>	産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	<u>7,006</u>
初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>85</u>	初度設備相当加算	1世帯当たり	<u>79</u>

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内でこども家庭庁長官の必要と認めたポイントであること。

3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(こ成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。(小数点以下切捨て)

4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。

5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。

6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。

7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。

8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

10 個別対応加算Ⅰ～Ⅲの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(こ成事第438号令和5年8月22日)によるものとする。

新

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	236,450	
			標準	225,191	
		41人 ～ 60人	都市部	393,870	
			標準	375,115	
		61人 ～ 80人	都市部	554,138	
			標準	527,751	
		81人 ～ 100人	都市部	712,937	
	標準		678,988		
	101人 ～ 120人	都市部	871,918		
		標準	830,399		
	121人 以上	都市部	1,030,534		
		標準	981,461		
	訓練事業等整備加算			都市部	49,807
				標準	47,436
短期入所整備加算			都市部	11,303	
			標準	10,765	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	15,621	
			標準	14,878	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	130,952	
			標準	124,717	
		41人 ～ 60人	都市部	218,071	
			標準	207,687	
		61人 ～ 80人	都市部	306,476	
			標準	291,882	
		81人 ～ 100人	都市部	395,064	
	標準		376,252		
	101人 ～ 120人	都市部	482,366		
		標準	459,397		
	121人以上	都市部	570,772		
		標準	543,593		
	訓練事業等整備加算			都市部	49,715
				標準	47,348
短期入所整備加算			都市部	13,600	
			標準	12,953	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	15,621	
			標準	14,878	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

旧

■交付基礎点数表（津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合（障害児施設等））

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	219,545	
			標準	209,091	
		41人 ～ 60人	都市部	365,710	
			標準	348,296	
		61人 ～ 80人	都市部	514,521	
			標準	490,020	
		81人 ～ 100人	都市部	661,966	
	標準		630,444		
	101人 ～ 120人	都市部	809,581		
		標準	771,030		
	121人 以上	都市部	956,855		
		標準	911,291		
	訓練事業等整備加算			都市部	46,246
				標準	44,044
短期入所整備加算			都市部	10,494	
			標準	9,995	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	14,504	
			標準	13,814	
児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 40人以下	都市部	121,590	
			標準	115,800	
		41人 ～ 60人	都市部	202,479	
			標準	192,838	
		61人 ～ 80人	都市部	284,564	
			標準	271,014	
		81人 ～ 100人	都市部	366,819	
	標準		349,352		
	101人 ～ 120人	都市部	447,880		
		標準	426,553		
	121人以上	都市部	529,965		
		標準	504,729		
	訓練事業等整備加算			都市部	46,161
				標準	43,963
短期入所整備加算			都市部	12,628	
			標準	12,027	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	14,504	
			標準	13,814	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

新

■公害防止対策事業として行う場合（障害児施設等）

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数			
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>97,516</u>		
			標準	<u>92,873</u>		
		21人 ～ 40人	都市部	<u>195,981</u>		
			標準	<u>186,649</u>		
		41人 ～ 60人	都市部	<u>326,667</u>		
			標準	<u>311,112</u>		
		61人 ～ 80人	都市部	<u>459,629</u>		
			標準	<u>437,742</u>		
		81人 ～ 100人	都市部	<u>591,452</u>		
			標準	<u>563,288</u>		
		101人 ～ 120人	都市部	<u>723,085</u>		
			標準	<u>688,653</u>		
		121人 以上	都市部	<u>854,814</u>		
			標準	<u>814,109</u>		
		訓練事業等整備加算			都市部	<u>41,318</u>
					標準	<u>39,351</u>
大規模訓練設備等整備加算			都市部	<u>136,181</u>		
			標準	<u>129,697</u>		
短期入所整備加算			都市部	<u>11,277</u>		
			標準	<u>10,740</u>		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>13,077</u>		
			標準	<u>12,455</u>		
障害児相談支援整備加算			都市部	<u>9,325</u>		
			標準	<u>8,881</u>		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	<u>6,206</u>		
			標準	<u>5,911</u>		
小規模グループケア整備加算			都市部	<u>19,996</u>		
			標準	<u>19,044</u>		
避難スペース整備加算			都市部	<u>36,011</u>		
			標準	<u>34,297</u>		

旧

■公害防止対策事業として行う場合（障害児施設等）

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数			
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人 以下	都市部	<u>90,544</u>		
			標準	<u>86,233</u>		
		21人 ～ 40人	都市部	<u>181,970</u>		
			標準	<u>173,305</u>		
		41人 ～ 60人	都市部	<u>303,312</u>		
			標準	<u>288,869</u>		
		61人 ～ 80人	都市部	<u>426,767</u>		
			標準	<u>406,445</u>		
		81人 ～ 100人	都市部	<u>549,165</u>		
			標準	<u>523,015</u>		
		101人 ～ 120人	都市部	<u>671,388</u>		
			標準	<u>639,418</u>		
		121人 以上	都市部	<u>793,700</u>		
			標準	<u>755,905</u>		
		訓練事業等整備加算			都市部	<u>38,364</u>
					標準	<u>36,538</u>
大規模訓練設備等整備加算			都市部	<u>126,446</u>		
			標準	<u>120,425</u>		
短期入所整備加算			都市部	<u>10,470</u>		
			標準	<u>9,972</u>		
発達障害者支援センター整備加算			都市部	<u>12,142</u>		
			標準	<u>11,564</u>		
障害児相談支援整備加算			都市部	<u>8,658</u>		
			標準	<u>8,246</u>		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算			都市部	<u>5,763</u>		
			標準	<u>5,489</u>		
小規模グループケア整備加算			都市部	<u>18,566</u>		
			標準	<u>17,682</u>		
避難スペース整備加算			都市部	<u>33,437</u>		
			標準	<u>31,845</u>		

新

旧

児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部	53,638
			標準	51,084
		21人 ~ 40人	都市部	108,035
			標準	102,891
		41人 ~ 60人	都市部	180,439
			標準	171,847
		61人 ~ 80人	都市部	253,506
			標準	241,435
		81人 ~ 100人	都市部	326,667
			標準	311,112
		101人 ~ 120人	都市部	398,786
			標準	379,797
		121人 以上	都市部	472,043
			標準	449,565
	訓練事業等整備加算	都市部	41,318	
		標準	39,351	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	136,181	
		標準	129,697	
	短期入所整備加算	都市部	11,277	
		標準	10,740	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,077	
		標準	12,455	
	障害児相談支援整備加算	都市部	9,325	
		標準	8,881	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,206		
	標準	5,911		
避難スペース整備加算	都市部	36,011		
	標準	34,297		

児童発達支援センター	本体	利用定員 20人 以下	都市部	49,803
			標準	47,432
		21人 ~ 40人	都市部	100,311
			標準	95,535
		41人 ~ 60人	都市部	167,539
			標準	159,561
		61人 ~ 80人	都市部	235,381
			標準	224,173
		81人 ~ 100人	都市部	303,312
			標準	288,869
		101人 ~ 120人	都市部	370,276
			標準	352,644
		121人 以上	都市部	438,294
			標準	417,423
	訓練事業等整備加算	都市部	38,364	
		標準	36,538	
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	126,446	
		標準	120,425	
	短期入所整備加算	都市部	10,470	
		標準	9,972	
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	12,142	
		標準	11,564	
	障害児相談支援整備加算	都市部	8,658	
		標準	8,246	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	5,763		
	標準	5,489		
避難スペース整備加算	都市部	33,437		
	標準	31,845		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

新

旧

■解体撤去交付基礎点数

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業と 復興計画に基づく事業	地震対策緊急計画に基づく事業 緊急防災五箇年計画に基づく事業	津波対策緊急計画に基づく事業 避難対策緊急計画に基づく事業	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	145	-	-	192	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	235	353	-	311	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	137	182	182	181	182	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	503	754	-	664	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	1,003	-	-	1,987	-	-	-	1,505
児童センター	1施設当たり	1,511	-	-	2,991	-	-	-	2,266
大型児童センター	1施設当たり	2,020	-	-	3,999	-	-	-	3,030
児童養護施設	1人当たり	213	-	-	281	284	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	244	-	325	322	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	307	-	-	405	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	716	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	716	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	128	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	537	-	-	709	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	478	-	-	632	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	656	-	-	866	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	503	-	-	664	-	670	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	10,295	20,930 18,377	13,783	13,698	-	-	11,318	-
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	10,809	21,976 19,295	14,472	14,382	-	-	11,883	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	5,173	18,377	6,891	6,636	-	-	5,685	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	5,431	19,295	7,235	6,967	-	-	5,969	-

(注) 1 豪雪対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
4 障害児入所施設における沖繩振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■解体撤去交付基礎点数

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業と 復興計画に基づく事業	地震対策緊急計画に基づく事業 緊急防災五箇年計画に基づく事業	津波対策緊急計画に基づく事業 避難対策緊急計画に基づく事業	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	135	-	-	178	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	219	328	-	289	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	127	169	169	168	169	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	467	700	-	616	-	-	-	-
児童厚生施設本体									
小型児童館	1施設当たり	931	-	-	1,845	-	-	-	1,397
児童センター	1施設当たり	1,403	-	-	2,778	-	-	-	2,104
大型児童センター	1施設当たり	1,875	-	-	3,713	-	-	-	2,813
児童養護施設	1人当たり	197	-	-	261	263	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	226	-	302	299	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	285	-	-	376	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	665	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	665	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	119	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	499	-	-	658	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	444	-	-	586	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	609	-	-	804	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	467	-	-	616	-	622	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	9,832	19,990 17,552	13,164	13,083	-	-	10,810	-
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	10,323	20,989 18,429	13,822	13,737	-	-	11,350	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	4,940	17,552	6,582	6,338	-	-	5,430	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	5,187	18,429	6,911	6,654	-	-	5,701	-

(注) 1 豪雪対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
4 障害児入所施設における沖繩振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

新

旧

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急計画に基づく事業の場合	緊急防災五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	264	-	-	348	-	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	443	665	-	585	-	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	245	368	327	324	327	-	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	917	1,376	-	1,211	-	-	-	-	-
児童厚生施設本体										
小型児童館	1施設当たり	1,505	-	-	2,980	-	-	-	-	2,431
児童センター	1施設当たり	2,267	-	-	4,490	-	-	-	-	3,663
大型児童センター	1施設当たり	3,029	-	-	5,997	-	-	-	-	4,893
児童養護施設	1人当たり	382	-	-	504	509	-	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	462	-	616	610	-	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	544	-	-	718	-	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	1,279	-	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	1,279	-	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	236	-	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	2,250	-	-	2,970	-	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,997	-	-	2,637	-	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	2,250	-	-	2,970	-	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	1,169	-	-	1,543	-	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	917	-	-	1,211	-	1,223	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	18,888	27,158 23,989	25,116	25,014	-	-	20,707	-	-
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	19,832	28,515 25,188	26,371	26,264	-	-	21,742	-	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	9,018	12,047	12,047	11,911	-	-	9,914	-	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)(都市部)	1施設当たり	9,468	12,649	12,649	12,506	-	-	10,409	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急計画に基づく事業の場合	緊急防災五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	公害防止対策事業として行う場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	245	-	-	323	-	-	-	-	-
助産施設	1人当たり	412	618	-	543	-	-	-	-	-
乳児院	1人当たり	228	342	304	301	304	-	-	-	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	852	1,278	-	1,124	-	-	-	-	-
児童厚生施設本体										
小型児童館	1施設当たり	1,397	-	-	2,767	-	-	-	-	2,194
児童センター	1施設当たり	2,105	-	-	4,169	-	-	-	-	3,307
大型児童センター	1施設当たり	2,812	-	-	5,568	-	-	-	-	4,417
児童養護施設	1人当たり	354	-	-	468	472	-	-	-	-
児童心理治療施設本体	1人当たり	429	-	572	566	-	-	-	-	-
児童自立支援施設	1人当たり	505	-	-	667	-	-	-	-	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	1,188	-	-	-	-	-	-	-	-
里親支援センター	1施設当たり	1,188	-	-	-	-	-	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	220	-	-	-	-	-	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	2,089	-	-	2,758	-	-	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,855	-	-	2,448	-	-	-	-	-
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	1,085	-	-	1,432	-	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	1,085	-	-	1,432	-	-	-	-	-
一時預かり事業所	1施設当たり	1,085	-	-	1,432	-	-	-	-	-
子育て短期支援事業所	1人当たり	2,089	-	-	2,758	-	-	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	1施設当たり	1,085	-	-	1,432	-	-	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	1施設当たり	1,085	-	-	1,432	-	-	-	-	-
児童育成支援拠点事業所	1世帯当たり	1,085	-	-	1,432	-	-	-	-	-
こども家庭センター	1世帯当たり	1,085	-	-	1,432	-	-	-	-	-
利用者支援事業所	1施設当たり	1,085	-	-	1,432	-	-	-	-	-
産後ケア事業を行う施設	1世帯当たり	852	-	-	1,124	-	1,136	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	18,040	25,939 23,989	23,989	23,891	-	-	19,777	-	-
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	18,942	27,235 25,188	25,188	25,085	-	-	20,765	-	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	8,613	11,506	11,506	11,376	-	-	9,469	-	-
障害児施設(障害児入所施設を除く)(都市部)	1施設当たり	9,043	12,081	12,081	11,944	-	-	9,942	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
3 A型児童館及びB型児童館については、こども家庭庁長官が認めた交付基礎点数とする。
4 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

新

旧

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標 準	地震対策緊急整備事業計画、 地震防災緊急事業五箇年計画 に基づく事業の場合
児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	46,089	-
児童心理治療施設	-	61,457

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設以外）	17,852	23,798
初度設備相当加算	970	2,537
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設）	8,057	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（こ成事第435号令和5年8月22日）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	23,798	15,870
初度設備相当加算	4,236	2,822

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標 準	地震対策緊急整備事業計画、 地震防災緊急事業五箇年計画 に基づく事業の場合
児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	42,794	-
児童心理治療施設	-	57,063

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設以外）	16,576	22,097
初度設備相当加算	901	2,356
本体点数（子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設）	7,481	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、児童育成支援拠点事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、産後ケア事業を行う施設及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（こ成事第435号令和5年8月22日）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	22,097	14,736
初度設備相当加算	3,934	2,620

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

		スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1㎡当たり)	乳児院	12
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,290
	障害児入所施設	19
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,704
	障害児入所施設 (延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て)	36
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,704
	障害児入所施設、児童厚生施設及び乳児院以外の児童福祉施設	8
児童厚生施設	5	

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

		屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)
基準点数	屋内消火栓設備 (児童福祉施設等)	
	基本点数	3,715
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	192
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	287
	屋内消火栓設備 (障害児施設等)	
	基本点数	438
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	226
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	339

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

		自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1施設あたり)		147

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

		スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1㎡当たり)	乳児院	12
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,127
	障害児入所施設	17
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,511
	障害児入所施設 (延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て)	33
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,511
	障害児入所施設、児童厚生施設及び乳児院以外の児童福祉施設	8
児童厚生施設	5	

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

		屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)
基準点数	屋内消火栓設備 (児童福祉施設等)	
	基本点数	3,449
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	178
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	266
	屋内消火栓設備 (障害児施設等)	
	基本点数	407
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓箱設置数による加算	210
	パッケージ型消火栓設備 (1個あたり)	315

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

		自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 (既存施設における整備事業)
基準点数 (1施設あたり)		137

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

新

旧

■特殊付帯工事 交付基礎点数

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業、地震防災緊急事業、年度計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
標準 (児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	11,447	-	-	-	-	-	-
児童厚生施設	7,597	-	-	15,043	-	-	12,274
児童育成支援拠点事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
子育て支援のための拠点施設	11,030	-	-	14,560	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
一時預かり事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
こども家庭センター	11,030	-	-	14,560	-	-	-
利用者支援事業所	11,030	-	-	14,560	-	-	-
乳児院	-	15,262	-	-	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	17,170	-	-	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	15,262	-	-	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て短期支援事業所、産後ケア事業を行う施設、	-	-	-	15,110	-	-	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	15,262	-	-
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	15,262	-
福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児）	11,115	-	-	-	-	-	-

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■特殊付帯工事 交付基礎点数

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業、地震防災緊急事業、年度計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合	交付要綱8(1)に該当する事業の場合	交付要綱8(2)に該当する事業の場合	交付要綱8(3)に該当する事業の場合
標準 (児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、こども家庭センター、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	10,628	-	-	-	-	-	-
児童厚生施設	7,054	-	-	13,968	-	-	11,079
児童育成支援拠点事業所	10,241	-	-	13,519	-	-	-
子育て支援のための拠点施設	10,241	-	-	13,519	-	-	-
地域子育て支援拠点事業所	10,241	-	-	13,519	-	-	-
一時預かり事業所	10,241	-	-	13,519	-	-	-
社会的養護自立支援拠点事業所	10,241	-	-	13,519	-	-	-
妊産婦等生活援助事業所	10,241	-	-	13,519	-	-	-
こども家庭センター	10,241	-	-	13,519	-	-	-
利用者支援事業所	10,241	-	-	13,519	-	-	-
乳児院	-	14,171	-	-	-	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	15,942	-	-	-	-	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	14,171	-	-	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て短期支援事業所、産後ケア事業を行う施設、	-	-	-	14,029	-	-	-
乳児院、児童養護施設	-	-	-	-	14,171	-	-
産後ケア事業を行う施設	-	-	-	-	-	14,171	-
福祉型障害児入所施設（主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る）、医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児）	10,320	-	-	-	-	-	-

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

新

旧

■定期借地権設定のための一時金加算

単価（1施設あたり）	
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所	児童福祉施設等の設置に必要な土地について、当該施設等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1に別添1-4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除して得た交付基礎点数（小数点以下は切り捨て）

別表3～別表5（略）

■定期借地権設定のための一時金加算

単価（1施設あたり）	
乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所	児童福祉施設等の設置に必要な土地について、当該施設等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額）の2分の1に別添1-4に定める国の負担割合を乗じた額を1,000で除して得た交付基礎点数（小数点以下は切り捨て）

別表3～別表5（略）

新

旧

別表6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	9,792
助産施設本体	1 人 当 たり	6,420
乳児院本体	1 人 当 たり	5,271
母子生活支援施設本体	1 世 帯 当 たり	16,086
児童養護施設本体	1 人 当 たり	6,592
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	8,517
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,944
児童自立支援施設本体	1 人 当 たり	9,335
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,944

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1 人 当 たり	9,630
乳児院本体	1 人 当 たり	7,028
母子生活支援施設本体	1 人 当 たり	24,129

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
2 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1 人 当 たり	7,028
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	12,447
通所部門整備加算	1 人 当 たり	3,925

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

別表6 耐震化等整備事業

	単 位	交 付 基 礎 点 数
児童相談所一時保護施設本体	1 人 当 たり	9,092
助産施設本体	1 人 当 たり	5,961
乳児院本体	1 人 当 たり	4,894
母子生活支援施設本体	1 世 帯 当 たり	14,936
児童養護施設本体	1 人 当 たり	6,121
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	7,908
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,733
児童自立支援施設本体	1 人 当 たり	8,668
通所部門整備加算	1 人 当 たり	2,733

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表（沖縄振興計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
助産施設本体	1 人 当 たり	8,941
乳児院本体	1 人 当 たり	6,525
母子生活支援施設本体	1 人 当 たり	22,404

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
2 沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

■交付基礎点数表（地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として行う場合）

	単 位	交 付 基 礎 点 数
乳児院本体	1 人 当 たり	6,525
児童心理治療施設本体	1 人 当 たり	11,557
通所部門整備加算	1 人 当 たり	3,645

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

新

耐震化等整備事業

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>236,542</u>
			標準	<u>225,279</u>
		41人 ~ 60人	都市部	<u>393,962</u>
			標準	<u>375,202</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>554,230</u>
			標準	<u>527,839</u>
		81人 ~ 100人	都市部	<u>712,937</u>
	標準		<u>678,988</u>	
	101人 ~ 120人	都市部	<u>872,011</u>	
		標準	<u>830,487</u>	
	121人 ~	都市部	<u>1,030,625</u>	
		標準	<u>981,548</u>	
	訓練事業等整備加算		都市部	<u>49,899</u>
			標準	<u>47,523</u>
短期入所整備加算		都市部	<u>11,303</u>	
		標準	<u>10,765</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>15,621</u>	
		標準	<u>14,878</u>	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

旧

耐震化等整備事業

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>219,630</u>
			標準	<u>209,172</u>
		41人 ~ 60人	都市部	<u>365,795</u>
			標準	<u>348,377</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>514,606</u>
			標準	<u>490,101</u>
		81人 ~ 100人	都市部	<u>661,966</u>
	標準		<u>630,444</u>	
	101人 ~ 120人	都市部	<u>809,666</u>	
		標準	<u>771,111</u>	
	121人 ~	都市部	<u>956,940</u>	
		標準	<u>911,372</u>	
	訓練事業等整備加算		都市部	<u>46,332</u>
			標準	<u>44,126</u>
短期入所整備加算		都市部	<u>10,494</u>	
		標準	<u>9,995</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>14,504</u>	
		標準	<u>13,814</u>	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

新

(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1施設あたり)

事業(施設)の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>315,390</u>	
			標準	<u>300,372</u>	
		41人 ~ 60人	都市部	<u>525,357</u>	
			標準	<u>500,340</u>	
		61人 ~ 80人	都市部	<u>738,962</u>	
			標準	<u>703,774</u>	
		81人 ~ 100人	都市部	<u>950,582</u>	
			標準	<u>905,317</u>	
		101人 ~ 120人	都市部	<u>1,162,755</u>	
			標準	<u>1,107,386</u>	
		121人 以上	都市部	<u>1,374,154</u>	
			標準	<u>1,308,719</u>	
		訓練事業等整備加算		都市部	<u>66,606</u>
				標準	<u>63,435</u>
短期入所整備加算		都市部	<u>14,997</u>		
		標準	<u>14,283</u>		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>20,841</u>		
		標準	<u>19,849</u>		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

旧

(地震対策緊急整備事業計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1施設あたり)

事業(施設)の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>292,841</u>	
			標準	<u>278,897</u>	
		41人 ~ 60人	都市部	<u>487,796</u>	
			標準	<u>464,568</u>	
		61人 ~ 80人	都市部	<u>686,129</u>	
			標準	<u>653,457</u>	
		81人 ~ 100人	都市部	<u>882,621</u>	
			標準	<u>840,592</u>	
		101人 ~ 120人	都市部	<u>1,079,623</u>	
			標準	<u>1,028,213</u>	
		121人 以上	都市部	<u>1,275,909</u>	
			標準	<u>1,215,152</u>	
		訓練事業等整備加算		都市部	<u>61,843</u>
				標準	<u>58,899</u>
短期入所整備加算		都市部	<u>13,925</u>		
		標準	<u>13,262</u>		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>19,351</u>		
		標準	<u>18,430</u>		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造の障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

新

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1施設あたり)

事業(施設)の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>315,390</u>	
			標準	<u>300,372</u>	
		41人 ~ 60人	都市部	<u>525,357</u>	
			標準	<u>500,340</u>	
		61人 ~ 80人	都市部	<u>738,962</u>	
			標準	<u>703,774</u>	
		81人 ~ 100人	都市部	<u>950,582</u>	
			標準	<u>905,317</u>	
		101人 ~ 120人	都市部	<u>1,162,755</u>	
			標準	<u>1,107,386</u>	
		121人 ~	都市部	<u>1,374,154</u>	
			標準	<u>1,308,719</u>	
		訓練事業等整備加算		都市部	<u>66,606</u>
				標準	<u>63,435</u>
短期入所整備加算		都市部	<u>14,997</u>		
		標準	<u>14,283</u>		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>20,841</u>		
		標準	<u>19,849</u>		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

旧

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)

(1施設あたり)

事業(施設)の種類			交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>292,841</u>	
			標準	<u>278,897</u>	
		41人 ~ 60人	都市部	<u>487,796</u>	
			標準	<u>464,568</u>	
		61人 ~ 80人	都市部	<u>686,129</u>	
			標準	<u>653,457</u>	
		81人 ~ 100人	都市部	<u>882,621</u>	
			標準	<u>840,592</u>	
		101人 ~ 120人	都市部	<u>1,079,623</u>	
			標準	<u>1,028,213</u>	
		121人 ~	都市部	<u>1,275,909</u>	
			標準	<u>1,215,152</u>	
		訓練事業等整備加算		都市部	<u>61,843</u>
				標準	<u>58,899</u>
短期入所整備加算		都市部	<u>13,925</u>		
		標準	<u>13,262</u>		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>19,351</u>		
		標準	<u>18,430</u>		

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

新

■公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>260,139</u>
			標準	<u>247,752</u>
		41人 ~ 60人	都市部	<u>433,378</u>
			標準	<u>412,741</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>609,647</u>
			標準	<u>580,617</u>
		81人 ~ 100人	都市部	<u>784,306</u>
	標準		<u>746,959</u>	
	101人 ~ 120人	都市部	<u>959,250</u>	
		標準	<u>913,572</u>	
	121人 以上	都市部	<u>1,133,719</u>	
		標準	<u>1,079,733</u>	
	訓練事業等整備加算		都市部	<u>54,965</u>
			標準	<u>52,348</u>
短期入所整備加算		都市部	<u>12,414</u>	
		標準	<u>11,823</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>17,152</u>	
		標準	<u>16,336</u>	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

旧

■公害防止対策事業として耐震化等整備を行う場合

(1施設あたり)

事業（施設）の種類			交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人 以下	都市部	<u>241,540</u>
			標準	<u>230,039</u>
		41人 ~ 60人	都市部	<u>402,393</u>
			標準	<u>383,232</u>
		61人 ~ 80人	都市部	<u>566,061</u>
			標準	<u>539,106</u>
		81人 ~ 100人	都市部	<u>728,232</u>
	標準		<u>693,555</u>	
	101人 ~ 120人	都市部	<u>890,668</u>	
		標準	<u>848,256</u>	
	121人 以上	都市部	<u>1,052,664</u>	
		標準	<u>1,002,538</u>	
	訓練事業等整備加算		都市部	<u>51,035</u>
			標準	<u>48,605</u>
短期入所整備加算		都市部	<u>11,526</u>	
		標準	<u>10,978</u>	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	<u>15,926</u>	
		標準	<u>15,168</u>	

- (注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(こ成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

新

旧

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	191	-	-	-
助産施設	1人当たり	313	469	-	-
乳児院	1人当たり	183	245	245	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	669	1,003	-	-
児童養護施設	1人当たり	280	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	321	-	428	-
児童自立支援施設	1人当たり	400	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	14,178	21,530	18,904	15,524
			18,904		
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	14,886	22,606	19,849	16,300
			19,849		
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	343	-	-	-
助産施設	1人当たり	580	870	-	-
乳児院	1人当たり	321	428	428	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	1,210	1,816	-	-
児童養護施設	1人当たり	507	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	603	-	804	-
児童自立支援施設	1人当たり	719	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	25,818	39,384	34,448	28,430
			34,448		
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	27,108	41,353	36,170	29,851
			36,170		
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	177	-	-	-
助産施設	1人当たり	290	436	-	-
乳児院	1人当たり	170	227	227	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	621	932	-	-
児童養護施設	1人当たり	260	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	298	-	398	-
児童自立支援施設	1人当たり	372	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	13,164	19,990	17,552	14,414
			17,552		
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	13,822	20,989	18,429	15,134
			18,429		
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	公害防止対策事業として行う場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	318	-	-	-
助産施設	1人当たり	538	808	-	-
乳児院	1人当たり	298	398	398	-
母子生活支援施設	1世帯当たり	1,124	1,686	-	-
児童養護施設	1人当たり	470	-	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	560	-	746	-
児童自立支援施設	1人当たり	668	-	-	-
障害児入所施設	1施設当たり	23,972	36,568	31,985	26,398
			31,985		
障害児入所施設（都市部）	1施設当たり	25,170	38,396	33,584	27,717
			33,584		
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設当たり	-	-	-	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設当たり	-	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定された奄美群島、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。（小数点以下切捨て）
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 3 障害児入所施設における沖縄振興計画に基づく事業において、上段は主として重症心身障害児を入所させる施設に適用する。下段はそれ以外の障害児入所施設について適用する。

新

別紙1～別紙7 (略)

旧

別紙1～別紙7 (略)